

## 役員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハートフルなこそ（以下、「本法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」という）の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び役員退職金を支給する。ただし、職員を兼務する場合、役員退職金は支給しない。
  - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、役員退職金は支給しない。
- 2、常勤役員に対する役員退職金は、役員として円満に5年以上の任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定められたものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 役員退職金については、別表2に定める算式により算出される額
- (3) 交通費については、給与規程第16条2項の規定に準ずる額
- (4) 常勤役員が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定められたものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 交通費については、給与規程第16条2項の規定に準ずる額
- (3) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員等の報酬及び交通費については、翌月20日に支給するものとし、その日が金融機関休業日の場合は、その前営業日とする。

- (2) 非常勤役員等に対する報酬及び交通費は、理事会等会議への出席に対する報酬及び交通費は当該会議に出席した都度、支給し、その他法人業務のための出勤に対する報酬及び交通費は、翌月20日に支給するものとし、その日が金融機関休業日の場合は、その前営業日とする。
- (3) 当法人職員給与と併給する報酬は、翌月20日に支給するものとし、その日が金融機関休業日の場合は、その前営業日とする。
- (4) 常勤役員に対する役員退職金は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後2ヵ月以内に支給する。
- 2、報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(減額又は支給停止)

第9条 役員退職金については、在任中に法人に重大な損害を与えた者には、これを減額または支給停止することができる。

- 2、解任された役員には、これを支給しない。
- 3、法人の財務運営に支障をきたす恐れがある場合には、これを減額又は支給停止することができる。
- 4、第1項から第3項の規定は、いずれも理事会の議決により決定し、決定後最初に開催される評議員会で報告する。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附則)

本規程は、平成16年9月15日より施行する。

本規程は、平成20年4月1日より施行する。

本規程は、平成23年2月1日より施行する。

本規程は、平成25年9月27日より施行する。

本規程は、平成29年4月1日より施行する。

本規程は、令和元年7月1日より施行する。

本規程は、令和3年6月24日より施行する。

別表1 役員等の報酬額(円)

	支給額
常勤役員	400,000円(月額)
非常勤の役員等	20,000円(日額)

但し、非常勤の役員等について、理事会等会議（評議員会、入札立会い、実地指導・監査立会い、監事監査、評議員選任解任委員会、苦情解決委員会等）への出席のみの報酬は、5,000円(回)とする。

別表2 役員等の退職金算定式(円)

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times 1.0$$

※ 上記、在任年数は1か年単位とし端数は月割りとする。ただし、1ヵ月未満は1か月に切り上げる。

※ 役員退職金の上限額は、500万円とする。

別表3 職員給与との併給

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加え役員報酬等を支給する。

役職名	報酬の額
理事長	50,000円(月額)
理事	20,000円(月額)